令和　５年　４月１３日

関東運輸局長　殿

（茨城運輸支局長　経由）

茨城県水戸県央交通圏タクシー準特定地域協議会

　　　　　　　　　　　　　　　　会長　　山田　　稔

公定幅運賃の変更要請に基づく運賃の範囲の変更に関する意見書の提出について

令和５年２月１５日付け　関自旅二第２２５５号により、関東運輸局長から公定幅運賃の変更を求める要請に基づく運賃の範囲の変更に関する通知がありましたので、当協議会としての意見を下記のとおり提出します。

記

１．協議会名　　　茨城県水戸県央交通圏タクシー準特定地域協議会

２．開 催 日　　　茨城県水戸県央交通圏タクシー準特定地域協議会（書面開催）

　　　　　　　　　　令和５年３月２０日～４月７日（意見募集期間）

３．意　　見

・運賃改定はやむを得ないものと考える。タクシーを利用する者にとってなるべく分かりやすく、利用しやすい運賃を設定されるよう、御配慮願いたい。

〈総論〉

コロナ禍による影響や燃料等のコスト高騰など社会情勢上やむを得ないと考えている意見があり、反対の意見はない。

以上

【協議会事務局】

　　　　　　　　　　　　　　　 一般社団法人　茨城県ハイヤー・タクシー協会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　専務理事　　服　部　　透　（事務局長）

TEL 029-297-7131

FAX 029-297-7132